

京都市土地利用の調整に係るまちづくりに関する条例（以下「条例」という。）第6条の規定による届出がありましたので、条例第7条の規定により、当該届出書の内容を公告し、公衆の縦覧に供します。

なお、当該届出書の内容については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して1週間を経過する日までの間に、市長に意見書を提出することができます。

令和4年7月4日

京都市長 門川 大作

1 条例第6条において規定する開発事業者の名称及び代表者名並びに主たる事務所の所在地

株式会社近畿建物 代表取締役 朝田佳鶴子

京都府京都市左京区聖護院蓮華蔵町3 1－1 2

2 開発事業に係る区域の土地の地名及び地番並びに面積

京都府京都市左京区聖護院蓮華蔵町3 1－1 2

2, 9 4 7平方メートル

3 開発構想における主な用途

物販店舗、事務所

4 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町4 8 8番地

京都市都市計画局都市企画部都市計画課

5 縦覧期間及び時間

令和4年7月4日から同年同月15日まで（ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）

午前8時45分から午後5時30分まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）

6 条例第9条第1項に規定する意見書の提出期限

令和4年7月4日から同年同月25日まで

（注）上記意見書を提出しようとする者は、条例施行規則第8条に規定する事項を記載した文書を、〒604－8571京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町4 8 8番地、京都市都市計画局都市企画部都市計画課に提出してください。

（都市計画局都市企画部都市計画課）